

中 種 子 町

ごみ分別の手引き



種子島清掃センター

目 次

1	はじめに	1 ページ
2	家庭で誰でもできる「ごみ減量作戦」	1 ページ
3	廃棄物の種類	2 ページ
4	拠点収集で回収するもの	3 ページ
5	ごみステーションで回収するもの	4 ページ
6	直接処理施設へ持ち込むもの	4 ページ
7	処理できないもの	5 ページ
8	直接処理施設へ持ち込む場合	7 ページ
9	分別方法	
(1)	資源ごみ	
①	新聞紙	9 ページ
②	段ボール	9 ページ
③	その他の紙	10 ページ
④	無色透明びん	12 ページ
⑤	茶色びん	14 ページ
⑥	その他のびん	15 ページ
⑦	スチール缶	16 ページ
⑧	アルミ缶	17 ページ
⑨	ペットボトル	18 ページ
⑩	発泡スチロール	19 ページ
⑪	白色トレイ	20 ページ
⑫	乾電池類	21 ページ
⑬	蛍光管類・体温計	21 ページ
(2)	不燃ごみ	
	燃やせないごみ	22 ページ
(3)	可燃ごみ	
	燃やせるごみ	23 ページ
(4)	廃食油	25 ページ
10	ごみ分別早見表	26 ページ
11	ごみ処理施設の場所	31・32 ページ

1 はじめに

西之表市と中種子町で構成する種子島地区広域事務組合が下西校区の上石寺地域に建設した新しいごみ処理場「種子島清掃センター」が平成24年4月2日から稼働しています。

この施設では、不燃ごみ、粗大ごみなどを破砕処理し、鉄やアルミなどの資源物、可燃ごみ、埋め立てごみに選別することで、資源物のリサイクルと埋め立て量の大幅な削減が図れます。

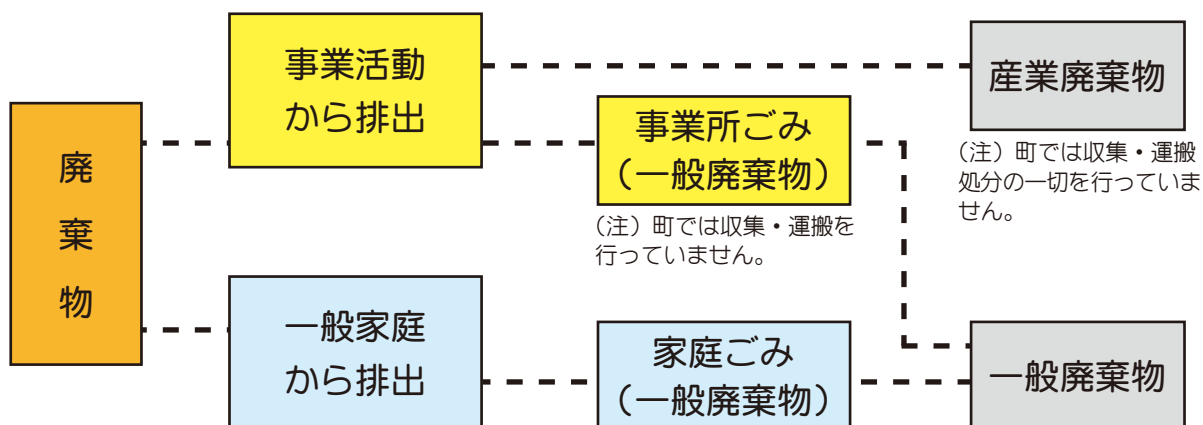
皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、ごみの分別と排出抑制に御協力くださるようお願いいたします。

2 家庭で誰でもできる「ごみ減量作戦」

- 生ごみはコンポストで堆肥にしましょう。
- 生ごみを出す場合は水分を十分に切りましょう。
- 資源ごみの分別を徹底しましょう。
- 使い捨て商品の使用を控えましょう。
- 過剰包装は断りましょう。
- マイバック運動を推進しましょう。
- 物を最後まで大切に使いましょう。
- 「めんどくさい」から「もったいない」へ気持ちを変えましょう。



3 廃棄物の種類



私たちの暮らしに伴って生じるごみ（台所ごみ・空き缶など）、粗大ごみなどを**家庭ごみ**（一般廃棄物）といい、事務所・店舗や飲食店から排出されるごみを**事業所ごみ**（一般廃棄物）といいます。

●家庭ごみ排出者の義務

1. 衛生自治会（町内会）に加入する。
2. 収集（ごみステーション、拠点収集）場所へのごみ出し時間などルールを守る。

●事業所ごみ排出者の義務

1. 事業所ごみの分別方法は、家庭ごみの分別と同様です。
2. 事業ごみの排出については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と言う）上、ごみステーション及び拠点収集場所へは、排出できません。

（方法1）自分で持込む。

種子島地区広域事務組合及び町のごみ処理施設は、一般廃棄物を処理する施設です。産業廃棄物を処理する施設ではありません。

また、事業所の一般廃棄物でも、処理が困難な物や一部の危険物などは受け入れ出来ませんので専門業者へ処理を依頼してください。

（方法2）許可業者に収集運搬を委託する。

ごみの収集運搬を委託する場合は、町が許可している一般廃棄物収集運搬業者と契約してください。

●事業所のごみ処理は事業者にあります！●

廃棄物処理法 第3条（抜粋）

『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』

（参考）1階が店舗で2階が住居（自宅）の場合

1階の店舗から排出されるごみは、事業所ごみとして処理をお願いします。

また、2階部分の家庭から排出されるごみは、家庭ごみとして処理できます。

ただし、店舗から出る事業所ごみが少量であっても、2階の住居から排出される家庭ごみと一緒に家庭ごみのごみステーションや拠点収集には、出すことは出来ません。しっかり区別してください。

4 拠点収集で回収するもの

ごみの種類		分別品目名	出し方	説明
資源ごみ	古紙類	①新聞紙	ひもでしばる	9 ページ
		②段ボール	ひもでしばる	9 ページ
		③その他の紙	ひもでしばる	10 ページ
	びん類	④無色透明びん	コンテナへ入れる	12 ページ
		⑤茶色びん	コンテナへ入れる	14 ページ
		⑥その他のびん	コンテナへ入れる	15 ページ
	空き缶類	⑦スチール缶	コンテナへ入れる	16 ページ
		⑧アルミ缶	ネットへ入れる	17 ページ
	ペットボトル	⑨ペットボトル	ネットへ入れる	18 ページ
	発泡スチロール	⑩発泡スチロール	ネットへ入れる	19 ページ
	白色トレイ	⑪白色トレイ	ネットへ入れる	20 ページ
	乾電池類	⑫乾電池類	コンテナへ入れる	21 ページ
	蛍光管類・体温計	⑬蛍光管類・体温計	コンテナへ入れる	21 ページ
不燃ごみ		⑭燃やせないごみ	指定袋（燃やせないごみ）に入れる	22 ページ

※事業所ごみは、拠点収集場所には出せません。

拠点収集について

必ず決められた収集日と時間内に！

- ①衛生自治会（町内会）に加入する。
- ②拠点収集日と時間を守りましょう。
- ③当番員（役員）の指示に従ってください。
- ④独居老人等運搬手段のない方へは、隣接・近所の方が『声かけ』をして頂き、拠点収集場所まで持って行ってあげましょう。



しっかり分別をお願いします！！

5 ごみステーションで回収するもの

ごみの種類	ごみの例	出し方	説明
可燃ごみ	生ごみ、衣類、皮製品（くつ、かばんなど）、ビニール製品、菓子袋、音楽テープ、ビデオテープ、プラスチック類、汚れた紙類、色つきトレイなど	指定袋（燃やせるごみ）に入れる	23ページ

※事業所ごみは、ごみステーションには出せません。

6 直接処理施設へ持込むもの

ごみの種類	説明	持込み先
粗大ごみ	●指定袋に入らない大きさのもの（タンス、ストーブ、ソファ、机、自転車など）。 ●タンスなどの引き出しがあるものは、中身を全て出してから持ち込んでください。 ●ストーブ、石油ファンヒーターなどは、燃料を取り除いてから持ち込んでください。	中種子清掃センター（伊原） 種子島清掃センター （西之表市上石寺）
廃食油	●てんぷら油、サラダ油などの植物性食用油。リサイクルに協力いただける場合は、持ち込んでください。	中種子清掃センター（伊原） 種子島清掃センター （西之表市上石寺）
その他	●ふとん、毛布、じゅうたん、タオルケットは、清掃センターに直接持ち込んでください。 ●カーペットは、燃やせるごみ袋に入らない場合は、清掃センターに直接持ち込んでください。	中種子清掃センター（伊原） 種子島清掃センター （西之表市上石寺）
剪定枝 伐採木	●持ち込めますが、出来るだけ伐採した林地等で自然還元してください。 ●無料で松原山の仮置場で受け入れます。 ●持ち込まれた剪定枝、伐採木は、粉碎します。	松原山仮置場

※引越など多量にごみが出る場合は、直接持ち込んでください。

7 処理できないもの

家電リサイクル法対象品

- ①対象品：テレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機
②家電リサイクル法により製造メーカーがリサイクルしますので、家電販売店などにリサイクル料金などを支払い、引き取りを依頼してください（リサイクル料金などがかかる）。

パソコンリサイクル対象品

~~①対象品：CRTディスプレイ 液晶ディスプレイ ノートパソコン パソコン本体~~



~~②家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法（H15年10月）」に基づきパソコンメーカー等による回収リサイクルが始まり、パソコンユーザーの皆さんは、この取り組みに協力することが求められています。~~

~~③家庭用パソコンの回収・リサイクルについては、パソコンメーカー各社のWEBサイト等で確認ください。~~

※一般家庭のワープロ、プリンター等は、燃やせないごみで出す。



自動車リサイクル法対象車

- ①家庭で使用しているほとんどの自動車対象です。
②H17年1月「自動車リサイクル法」では、メーカー、関連事業者、クルマの所有者の役割を定めており、クルマの所有者は、リサイクル料金を支払う必要があります。
③販売業者等に処理依頼してください。

※対象外となる自動車

被けん引車、二輪車（原動機付自動車、側車付のものを含む）、大型特殊自動車、小型特殊自動車、その他（スノーモービル等）

■廃車時に確認すべきこと

- 廃車は、自治体に登録された引取業者へ渡す。
- 「**引取証明書**」を忘れずに受けとる。

中古車として下取りに出した場合は、発行されません

使用済自動車引取証明書		登録証番号
リサイクル券番号 (廃車報告番号)		所有者 氏名、住所
車台番号		中古車番号 車体番号
車名		車名、年式
諸社名		車体番号

※本証明書は廃車時（廃車報告）に提出するものであり、廃車後は廃車報告書に提出し、廃車報告書に添付して提出する必要があります。
※本証明書は廃車報告書に添付して提出するものであり、廃車後は廃車報告書に添付して提出する必要があります。

【使用済自動車引取証明書の例】



二輪車リサイクルシステム対象車

- ①オートバイ及び原付自転車がリサイクルに引き取り対象となります。
- ②H16年10月以降、販売時より車体に二輪車リサイクルマーク(下図)が添付。
- ③このマークのある車両は、廃棄時にリサイクル料金の負担はありません。
ただし、収集・運搬料金が別途必要です。
- ④廃棄二輪車取扱店(販売店)等に依頼してください。

■リサイクルマーク貼付場所について



【リサイクルマーク】



貼付場所の例



※リサイクルマークのついた車両は、廃棄時にリサイクル料金の負担はありません。

その他処理できないもの

- ①産業廃棄物、医療廃棄物
- ②~~オイルヒーター~~、~~バッテリー~~、自動車、バイクなどのタイヤ、農業資材、農機具、農薬類、薬品缶、ガスボンベ、消化器、油類、~~エンジン付き器具(草刈機、チェーンソーなど)~~、~~漁船~~など **ピアノ**
- ③土、砂、石、墓石
- ④各専門業者及び販売業者等に処理を依頼してください。



■産業廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された 20 種類をいいます。ここでいう事業活動には、製造業や建設業などのほか、オフィス、商店等の商業活動や、水道、学校等の公共事業も含まれます。事業活動に伴って排出される廃棄物であっても法で規定された 20 種類に該当しないものは一般廃棄物であり、事務所などからの紙くず、段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなどは「事業系一般廃棄物」と呼ばれています。

【法で規定された 20 種類】

(1) 燃え殻 (2) 汚泥 (3) 廃油 (4) 廃酸 (5) 廃アルカリ (6) 廃プラスチック類 (7) ゴムくず (8) 金属くず (9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (10) 鋳さい (11) がれき類 (12) ばいじん (13) 紙くず (14) 木くず (15) 繊維くず (16) 動植物性残さ (17) 動物系固形不要物 (18) 動物のふん尿 (19) 動物の死体 (20) 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの

■産業廃棄物の処理については？

※産業廃棄物処理業者へお問い合わせください。

8 直接処理施設へ持ち込む場合

ごみの種類	持ち込み先	持ち込める時間
古紙類（新聞紙、段ボール、その他の紙）	中種子清掃センター （伊原） ☎27-2413	月曜日～土曜日 8:30～17:00 休・・・日曜日 (休 12:00～13:00) ●ごみ処理手数料・・・無料
びん類（無色透明びん、茶色びん、その他のびん）		
空き缶類（スチール缶・アルミ缶）		
ペットボトル		
発泡スチロール		
白色トレイ		
廃食油	種子島清掃センター （上石寺） ☎28-3310	月曜日～土曜日 8:30～17:00 休・・・日曜日 (休 12:00～13:00) ●ごみ処理手数料 1回の搬入量が ①50kg以下は、260円 ②50kgを超える分は、10kg(10kg未満は10kgとみなす。)増すごとに50円を加算
乾電池類		
蛍光灯類・体温計		
不燃ごみ		
可燃ごみ		
粗大ごみ		
剪定枝・伐採木・竹・草類	松原山仮置場	開場日 日・火・木・土曜日 8:30～11:30 13:00～17:00 休・・・ 月・水・金曜日

不法投棄について

廃棄物処理法で1,000万円以下の罰金または、5年以下の懲役若しくはその両方など、罰則が規定されている**“犯罪行為”**ですので、絶対にしないでください。



不法投棄は絶対しない！

野焼きについて

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを『野焼き』と言い、廃棄物処理法で**原則として禁止**されています。

『野焼き』には、地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれ、一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど「野焼き」に該当するものと考えられます。



野焼きは法律で禁止されています

●罰則規定

平成 13 年施行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律およびそれに基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却や、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却など以外は禁止されている。**同法により違反した者は五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその両方を科せられる。**

●焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - (3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - (5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- (注)「軽微」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。周辺住民から苦情が生じた場合は軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 16 条の 2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

○悪臭防止法

第 13 条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の焼却に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

9 分別方法

(1) 資源ごみ

①新聞紙

【古紙類】

■新聞類（チラシは除く）



家庭では、箱状のもので「新聞紙だけ」を保管すると便利です。



- ①チラシは③その他の紙で出す。
- ②開いて平たくして『ひも』で十字に縛る。
- ③拠点収集場所に出す。

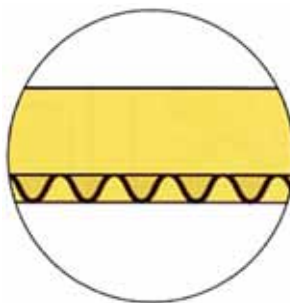
②段ボール

【古紙類】

■家電製品箱、青果箱等のダンボール



◎断面が波状のもの



◎識別表示があるもの



- ①ガムテープ、ビニール、送り状、金具等は、取り外す。
- ②開いて平たくして『ひも』で十字に縛る。（飛散しないようにする。）
- ③拠点収集場所に出す。

③その他の紙

【古紙類】

■雑誌、菓子箱、たばこの紙類、ラップ類の紙箱、容器製の紙筒、紙パック、メモ紙など



- ①ひもで十字に縛る。
- ②拠点収集場所に出す。

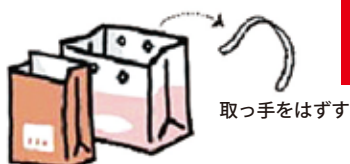
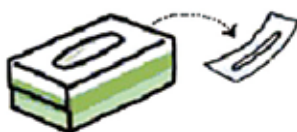
その他の紙でないもの

ビニールコート紙、写真、防水加工紙、感圧紙等の
禁忌品は、「燃やせるごみ」で出す。

菓子箱、ティッシュの紙箱、
紙袋の場合



◎表示があるもの



- 紙以外の部分は、取り除く。
- 切り刻んだ紙類は
本に挟むなど工夫し
て出す。



たばこの紙箱の場合



紙は、箱とアルミ
紙。外装は、プラ
製のフィルム

●燃やせるごみで
出す。

●小さなその他の
紙は、紙袋や
封筒に入れると
『飛散』しないで
便利です。



工夫して出しましょう。

●取っ手部分がプラス
チック、布の場合は取
りはずす。



ラップ類の紙箱の場合



- ①分解する。
- ②本体は、平らにする。



- ③本体と筒は、**その他の紙**で出す。
- ④ラップ切り口は、材質により**燃やせないごみ**又は**燃やせるごみ**で出す。

容器製の紙筒の場合



- ①表示マーク確認。
紙(筒)、
スチール(底)
プラ
キャップ
シール



- ②分解する。



- ③筒底(スチール)は、⑭**燃やせないごみ**で出す。
- ④他は、**燃やせるごみ**で出す。

紙パックの場合



※平たくして乾かす。



- ①分別が分からない場合は本体の識別マークを確認する。



- ②注ぎ口は、必ず**取りはずす**。
- ③紙パックは**洗淨**する。

※**燃やせるごみ**。

- ◎本体は、紙パックの識別表示マーク
・洗って、開いて、乾かしてから
その他の紙として出してください。
- ◎注ぎ口は、プラスチックの識別表示マーク
・注ぎ口は、開いた後に『**取り出し**』
『**燃やせるごみ**』で出してください。

紙パックの内側がアルミ箔の場合



- 紙パックの内側がアルミ箔の場合は『**燃やせるごみ**』で出す。

④無色透明びん

【びん類】

■飲料水・食品・酒類・ドリンク・~~化粧品用~~のガラスびんなど

※びんの口で色を判断してください！



●びんの口をみて、判断！

①全体的にびんが茶色でもびんの口が「無色透明」であれば『無色透明びん』になります。

②無色透明びんにスリガラス加工されたびんは、『無色透明びん』で出します。



全体的にスリガラス加工されたびんですが、口部分を見ると『無色透明』ですので『無色透明びん』で出します。

びん類に貼ってあるシールやラベルは、取り外す必要はありません。

左の写真のびんは、すべて『無色透明びん』になります。

① **キャップ・ふた(内ふた)**は、必ず**取り外す**！



※**金属類のキャップ**は、
『**燃やせないごみ**』で出す。



※**プラスチック類のキャップ**は、
『**燃やせるごみ**』で出す。

② **びん**は必ず**洗淨**する！

汚れが取れにくい場合は、水につけて
から洗淨すればきれいになります。

③ 拠点収集場所の**コンテナ**に入れる。

【**お願い**】

『汚れたびん』を拠点収集のコンテナ
に入れると『きれいなびん』まで汚れて
しまいます。

資源として再利用しますので、きれ
いな状態でまわりに迷惑をかけない
ようお願いします。

必ず洗う！



無色透明びんとして出せないもの

- ・汚れているびん
- ・無色透明色のガラスコップ(ガラス類)
- ・うすい青色が入っているびん など

間違えないで！

透明のガラス製の
コップは、
燃やせないごみで
出す。



確認する！

料理酒などのびんで、うすい
青色が入っているびんがあり
ます。無色透明ではないので
⑥**その他のびん**で出す。



⑤茶色びん

【びん類】

■飲料水・食品・酒類・ドリンク・~~化粧品用~~のガラスびんなど

シールやラベルは、付いたままでよい！



家庭の薬・化粧品用・臭いの強い香水等のびんは【不燃ごみ】でです。

※割れたびんのかげらは、「燃やせないごみ」で出す。

①キャップ・ふた(内ふた)は、必ず取り外す！



※金属類のキャップは、『燃やせないごみ』で出す。



※プラスチック類のキャップは、『燃やせるごみ』で出す。

②びんは必ず洗淨する！

③拠点収集場所のコンテナに入れる。



間違えないで！

よく『緑黒色』のウィスキーのびんが茶色びんに入っています。

『⑥その他のびん』になります。



⑥その他のびん

【びん類】

■無色透明びん、茶色びん、生きびん以外のびん

シールやラベルは、
付いたままでよい！

家庭の薬・化粧品用・臭いの強い香水等のびんは【不燃ごみ】でです。

洗
浄
し
て
か
ら
出
す。
。

※割れたびんのかげらは、「燃やせないごみ」で出す。

①キャップ・ふた(内ふた)は、必ず取り外す！



金属製のキャップ・ふたは、
『燃やせないごみ』で出す。
プラスチック製のキャップ・ふたは、
『燃やせるごみ』で出す。

②びんは必ず洗淨する！

汚れが取れにくい場合は、水につけてから洗淨すればきれいになります。

③拠点収集場所のコンテナに入れる。

分別が悪いと、リサイクルできません。しっかり色識別(①無色透明、②茶色、③その他の色)に分別をお願いします。

また、びん類は、長期保管するため、害虫や悪臭を防ぐため、しっかり洗淨してから出してください。



⑦スチール缶

【空き缶類】

■スチール缶の識別表示があるもの



識別表示
マーク

- ①中身を取り除き、必ず**洗浄**する。
- ②潰さないで、拠点収集場所のコンテナに入れる。なお、キャップ・ふたについては、材質表示によりスチールの場合は⑦スチール缶で、アルミの場合は⑧アルミ缶で出してください。



- ・缶の中に**タバコ**などを絶対に入れない。
- ・缶類は、**潰さない**。
- ・ラベルは、**はがして**ください。

【お願い】

回収された缶類は、中間処理機で圧縮されます。

缶類を潰して出さないでください。処理をする際に圧縮できない場合があります。

タブは、はずさない！



缶類のタブは、タブが口金とともに切り取れることで以前は環境問題の原因にもなったことから、現在では、タブが外れないようステーションタブ式になっています。一部でタブだけを集めている活動がありますが、アルミ缶リサイクル協会では、思いがけないケガや事故を防ぐためにも、タブだけを切り取って集めるのではなく、缶ごとの回収をお願いします。

⑧アルミ缶

【空き缶類】

■アルミ缶の識別表示があるもの



識別表示
マーク

- ①中身を取り除き、必ず**洗浄**する。
- ②潰さないで、拠点収集場所のコンテナに入れる。なお、キャップ・ふたについては、材質表示によりスチールの場合は⑦スチール缶で、アルミの場合は⑧アルミ缶で出してください。



- ・缶の中に**タバコ**などを絶対に入れない。
- ・缶類は、**潰さない**。
- ・ラベルは、**はがして**ください。

【お願い】

回収された缶類は、中間処理機で圧縮されます。

缶類を潰して出さないでください。処理をする際に圧縮できない場合があります。

タブは、はずさない！



缶類のタブは、タブが口金とともに切り取れることで以前は環境問題の原因にもなったことから、現在では、タブが外れないようステーションタブ式になっています。一部でタブだけを集めている活動がありますが、アルミ缶リサイクル協会では、思いがけないケガや事故を防ぐためにも、タブだけを切り取って集めるのではなく、缶ごとの回収をお願いします。

⑨ペットボトル

【ペットボトル】

■清涼飲料、しょうゆ、酒類などの
ペットボトル

◎ペットボトルの識別
表示マークがあるもの



ペットボトルの
識別表示マーク



※色付きのペットボトルも出せます。

- ①キャップ、ラベルをはがす。
- ②プラスチック類は、『燃やせるごみ』で出す。



【お願い】

- ・ペットボトルに異物を入れないでください。
- ・潰さないで出してください。
(少しだけ潰れたものは出せます)



- ③中をすすぐ。
- ④水切りをする。



- ⑤拠点収集場所の『ネット』に入れる。



【ペットボトルとして出せないもの】

- ・よごれたペットボトル。
- ・工作したペットボトル。
- ・プラスチック類のボトル など



- 『燃やせるごみ』で出す。

⑩発砲スチロール

【発砲スチロール】

■白色、色付きの発砲スチロール



必ず洗淨する！

洗淨しても汚れが落ちないものは、**『燃やせるごみ』**で出す。

①シールやラベルは、**はがす**。

②必ず洗淨する。

③拠点収集場所の『ネット』に入れる。



⑪白色トレイ

【白色トレイ】

■納豆の容器などの白色トレイ



必ず洗淨する！

洗淨しても汚れが落ちないものは、
『燃やせるごみ』で出す。

①シールやラベルは、はがす。

②必ず洗淨する。

③拠点収集場所の『ネット』に入れる。



⑫乾電池類

【乾電池類】

■アルカリ電池、マンガン電池などの電池



①液漏れしている乾電池は、ふき取ってから出す。

②拠点収集場所の『コンテナ』に入れる。

※乾電池類に該当しないもの

- ・小型二次電池(充電式電池)
- ・携帯電話の電池
- ・自動車用のバッテリー (二輪車)

・小型二次電池(充電式電池)は、販売店などの「リサイクルボックス」を活用する。

小型充電式電池・モバイルバッテリーは乾電池類のコンテナに出す。



⑬蛍光管類・体温計

【蛍光管類・体温計】

■蛍光灯（丸型・棒型）、水銀灯、グロー球、電球、体温計（水銀・電池式）など



水銀体温計

①拠点収集場所の『コンテナ』に入れる。

・割れた蛍光灯などは、紙に包んで袋に入れて出す。



(2) 不燃ごみ

燃やせないごみ

【不燃ごみ】

■陶磁器類

茶碗・皿・花瓶など

■金属類

なべ・釜・スプーンなど

■ガラス類

- ・危険なものは紙に包んで、指定ごみ袋に「ガラス」と書いて出す。

■ガス缶類

カセットコンロ用ボンベ、スプレー缶など

- ・ガス缶類は、使い切ってから穴を開けないでコンテナへ入れてください。
- ・キャップ等は、プラスチック製の場合は燃やせるごみに出す。

■びん類

家庭の薬・化粧品用・臭いの強い香水等のびん
割れたびん



■パソコン

パソコン内のデータは消去する



■小型家電

ゲーム機、扇風機、炊飯器、電気ポット
ビデオデッキなど

- ・電気、電池で動く小型家電で、町指定の燃やせないごみ袋に入る大きさのもの。
- ・電池式の小型家電製品等は、必ず電池を取り出す。
- ・テレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法により製造メーカーがリサイクルしますので、家電販売店などにリサイクル料金などを支払い、引取りを依頼してください。(リサイクル料金などがかかる。)
- ・ノートパソコン、パソコン本体、ディスプレイなどの家庭用パソコンの処理方法は、パソコンメーカー各社のWEBサイトなどで確認ください。
- ・オイルヒーターなどの清掃センターで処理できないものについては、家電販売店等に処理を依頼してください。(処理手数料がかかります)

①指定ごみ袋に入れて拠点収集場所に出す。



(3) 可燃ごみ

燃やせるごみ

【可燃ごみ】

※衣類やおもちゃなどについている金具は、出来る限り取り外してから出してください。

■プラスチック製品

容器包装類の外装フィルム、容器類のプラスチック製キャップ、容器包装類のボトル、カセットテープ、ビデオテープ、雨合羽、プラスチック製のペン類など



上記のプラスチック類の表示があれば『燃やせるごみ』です。
ただし、発砲スチロールは、除く。

■皮・ゴム製品類

カバン類、帽子類、水枕、ゴム手袋、雨靴など

■リサイクルできない紙類

写真、感圧紙、カラーコピー用紙、カーボン紙、アルミ紙(箔)、防水加工紙(紙パック除く)、汚れた紙など

■その他の燃やせるごみ

タバコの吸殻、保冷剤、乾燥剤、CD、DVD、粘着テープ類、~~使い捨てライター~~、~~使い捨てカイロ~~、生理用品、紙おむつ、下着類、生ごみなど
※生ごみは、コンポストによる堆肥化をご検討ください。



【お願い】

店舗、旅館などから排出されるごみは、事業系ごみです。拠点収集には出せませんので、許可業者に収集運搬を委託するか、直接種子島清掃センターまたは、中種子清掃センターまで持ち込んでください。

①指定ごみ袋に入れて、決められた収集日の午前8時までに、ごみステーションに出す。



燃やせるごみとして出せないもの

- ・拠点収集で回収するもの
- ・粗大ごみ（指定ごみ袋に入らない大きさのもの）

【お願い】

- ・各衛生自治会(町内会)に加入する。
- ・生ごみの減量化に協力する。
- ・マナーとルールを守る。
- ・ごみステーションは、集落公民館で管理していますので、絶対に他の地域のごみステーションには、出さないでください。



マイバックを持参してレジ袋を削減しましょう！

生ごみの減量化にご協力を！

食料品は使いきる！

- ・買物メモで計画的な買い物を
- ・料理の工夫でごみ出さず



作ったものは食べきる！

- ・作り過ぎに注意
- ・冷蔵庫で上手に保存



ごみに出すとき水気をきる！

- ・ひと絞りで重量減
- ・楽にごみ出し



『ごみ分別』 『ごみの減量化』 が重要です！

(4) 廃食油

■サラダ油、菜種油、オリーブ油、天ぷら油などの植物性食用油



サラダ油などの食物性食用油は、バイオディーゼル燃料などにリサイクルする取り組みに使われています。リサイクルに協力いただける場合は、種子島清掃センターまたは、中種子清掃センターに持ち込んでください。



①揚げ物のかす等の不純物は、取り除く。

※家庭で廃食油（食用油）を保管する場合、熱いままの油を保管用の容器にいれると非常に危険です。よく冷ましてから保管容器に入れてください。



②使用済み（購入時）の容器等に入れて保管する。

③種子島清掃センターまたは、中種子清掃センターに持ち込んでください。

★絶対に混ぜないでください！

- ・動物性の油（ラード、バター、マーガリン）
- ・工業用油
- ・エンジンオイル など



バイオディーゼル燃料は、軽油と同等の燃費と走行性があり、CO²削減につながり、環境にやさしい燃料です。

10 ごみ分別早見表

※粗大ごみであっても解体するなどして指定袋に入る場合は、ごみステーションまたは、拠点収集ステーションに出せます。

※下記のものでも事業所から排出されるものは産業廃棄物となる場合があります。その場合当センターへ持ち込みできませんのでご注意ください。

	品目	ごみの種類	出し方
あ	アイスノン	燃やせるごみ	
	油（食用油）	燃やせるごみ	清掃センターに持ち込む。
	アルミサッシ	粗大ごみ	
	アルミ箔	燃やせるごみ	
	安全くつ	燃やせないごみ	
い	石	回収・処理しない	自然に戻す。
	石うす	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	板ガラス（ワイヤーが入っているもの）	粗大ごみ	
	衣類	燃やせるごみ	金属部分は、出来る限り取り除いてください。
え	エアコン	回収・処理しない	電気店などに依頼する。
	塩化ビニールパイプ	燃やせるごみ	袋に入るサイズに切る。
	延長コード・コードリール	燃やせないごみ	3 m以内に切る。
お	オイル（廃油）	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	オイル缶	燃やせないごみ	中身がない状態にして、キャップを取る。
	オイルヒーター	燃やせないごみ	不燃ごみの袋に入らないものは清掃センターへ持ち込む。
	オートバイ	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
か	カーペット	燃やせるごみ	袋に入らない場合は、清掃センターに持ち込む。
	カイロ（使い捨て）	燃やせるごみ	
	傘	燃やせないごみ	

	品目	ごみの種類	出し方
か	ガス缶 (カセットボンベ)	燃やせないごみ	中身がない状態にして、穴を空けないで出す。
	ガスボンベ	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	かみそり	燃やせないごみ	紙に包んで「カミソリ」と書く。
	がれき・瓦	燃やせないごみ	業者が施行した場合は、業者が処理。
	乾燥機（衣類乾燥機）	回収・処理しない	電気店に依頼する。
	乾電池	資源ごみ	液もれなどはふきとって出す。
き	漁船	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	魚網	燃やせるごみ	清掃センターに持ち込む場合は、必ず小さく切断する。
	金庫（耐火金庫）	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	金庫（手提げ金庫）	燃やせないごみ	
く	草	燃やせるごみ	出来る限り自然還元するか、松原山仮置場へ持ち込む。
	草刈り機	回収しない	清掃センターへ持ち込む
	飲み薬のびん (家庭の薬)	不燃ごみ	
け	蛍光灯	資源ごみ	割れた蛍光灯は、紙に包んで袋に入れて出す。
	化粧品のびん	不燃ごみ	中身を洗う。
こ	ゴルフクラブ ゴルフバック	燃やせないごみ	
	コンクリートがら	粗大ごみ	業者が施行した場合は、業者が処理。
	コンロ（ガスコンロ）	燃やせないごみ	
さ	サーフボード	粗大ごみ	
し	C D	燃やせるごみ	
	自転車	粗大ごみ	タイヤは付いたままで可。
	自転車のタイヤ	燃やせるごみ	

	品目	ごみの種類	出し方
し	自動車	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	自動車のタイヤ	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	自動車のホイール	粗大ごみ	普通車のサイズまで。
	シャープペンシル（プラスチック製）	燃やせるごみ	
	シャープペンシル（アルミ製）	燃やせないごみ	
	充電電池（筒型、ビデオカメラなどの充電電池）	資源ごみ	小型充電式電池・モバイルバッテリーは乾電池類のコンテナに出す。
	消火器	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	食器乾燥機	燃やせないごみ	
	シンナーの容器	燃やせないごみ	シンナーは完全に抜き取る。
す	ストーブ	燃やせないごみ	灯油は抜く。電池は抜いて資源ごみに出す。
	砂	回収・処理しない	自然に戻す。
	スプレー缶	燃やせないごみ	中身がない状態にして、穴を空けずに専用コンテナに入れる。
	スレート	回収・処理しない	許可のある専門業者に依頼する。
せ	石油缶	燃やせないごみ	使い切ってから洗って出す。
	石膏ボード	回収・処理しない	許可のある専門業者に依頼する。
	洗濯機	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	剪定枝	剪定枝・草類	松原山仮置場へ持ち込む。
	扇風機	燃やせないごみ	
そ	ソファ	粗大ごみ	清掃センターへ持ち込む。
た	体温計（水銀・電池式）	資源ごみ	
	タイコリール	燃やせないごみ	コードは、3 m以内に切る。
	太陽熱ソーラー	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	竹・草	剪定枝・草類	松原山仮置場へ持ち込む。

	品目	ごみの種類	出し方
た	畳	粗大ごみ	
	棚	粗大ごみ	木製・プラスチック製で指定袋に入る場合は、燃やせるごみ。 金属製で指定袋に入る場合は、燃やせないごみ。
	タンス	粗大ごみ	引き出しの中身は、取り除く。
ち	チェーンソー	回収しない	清掃センターへ持ち込む
	茶碗	燃やせないごみ	
つ	土	回収・処理しない	自然に戻す。
	釣りざお（カーボン製）	燃やせないごみ	
て	鉄アレイ	燃やせないごみ	
	鉄の塊（特殊鋼製品）	燃やせないごみ	
	鉄板	燃やせないごみ	
	テレビ	回収・処理しない	電気店などに依頼する。
	テレビのアンテナ	燃やせないごみ	
	電気カーペット	燃やせないごみ	
	電気コード	燃やせないごみ	3 m以内に切る。
	電子レンジ	燃やせないごみ	
	電卓	燃やせないごみ	
と	動物の死体（犬、猫など）	燃やせるごみ	
	ドラム缶	燃やせないごみ	ただし、燃料油が入っていたものは不可。
	塗料缶	燃やせないごみ	中身がない状態にして、穴を空けないで出す。
	塗料スプレー缶	燃やせないごみ	中身がない状態にして、穴を空けないで出す。
な	流し台	粗大ごみ	業者が施行した場合は、業者が引き取る。
	波板	燃やせないごみ	
の	農業マルチ	回収・処理しない	農業用廃プラスチック回収に出す。

	品目	ごみの種類	出し方
の	農薬の容器	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
は	パソコン	燃やせないごみ	パソコン内のデータは消去する。
	バッテリー（自動車など）	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
ひ	鍵盤ハーモニカ	燃やせないごみ	
	ビデオテープ	燃やせるごみ	
ふ	布団	粗大ごみ	清掃センターに持ち込む場合は、四つ折りにして出す。
	ブロック	燃やせないごみ	業者が施行した場合は、業者が処理。
へ	ベット	粗大ごみ	
ほ	ボーリングの玉	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
	ボールペン（プラスチック製）	燃やせるごみ	
	ボールペン（アルミ製）	燃やせないごみ	
	墓石	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。
も	毛布	粗大ごみ	清掃センターに持ち込む場合は、四つ折りにして出す。
	木材	粗大ごみ	60cm位に細かくして持ち込む。
ら	ライター（使い捨て）	燃やせないごみ	使い切ってから出す。 （発火危険性があるため。）
れ	冷凍冷蔵庫	回収・処理しない	電気店などに依頼する。
	レンガ	燃やせないごみ	
わ	ワイヤーロープ	回収・処理しない	処理業者、または販売店に依頼する。

※ごみステーションは、各自治会で設置し維持管理している施設です。

各自が住んでいる自治会のごみステーションを利用してください。

自治会未加入の世帯は、自治会になるべく加入した上でごみステーションを御利用ください。どうしても加入したくない方は、直接清掃センター（中種子か種子島）に持ち込んでください。

11 ごみ処理施設の場所

■古紙(新聞紙・段ボール・その他の紙)・びん類・空き缶類・ペットボトル・発泡スチロール・白色トレイ
廃食油

中種子清掃センター(野間)

☎27-2413

●受入日

月曜日～土曜日 8:30～16:30

●休日 日曜日

(休 12:00～13:00)

●手数料 無料

※種子島清掃センターへも同様に持ち込めます。

(種子島清掃センター(西之表市上石寺))
☎28-3310

■乾電池類・蛍光灯類・体温計・
不燃ごみ・可燃ごみ・粗大ごみ

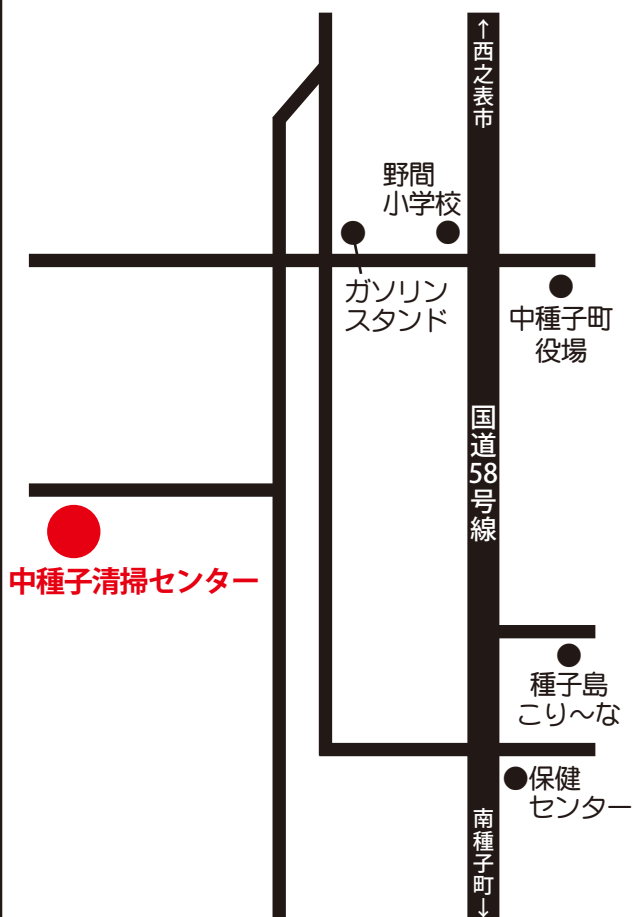
●手数料 1回の搬入量が、

①50kg以下は、260円。

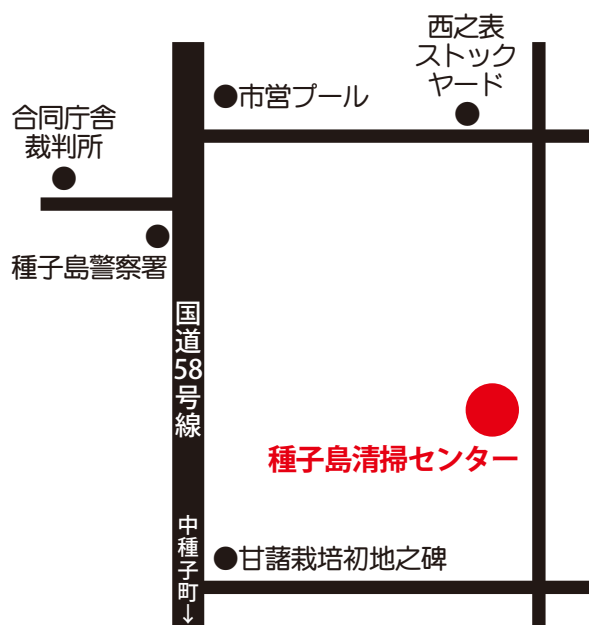
②50kgを超える分は、10kg
(10kg未満は10kgとみなす。)

増すごとに50円加算。

中種子清掃センター



種子島清掃センター



11 ごみ処理施設の場所

■剪定木・伐採木・竹・草

松原山仮置き場（野間）

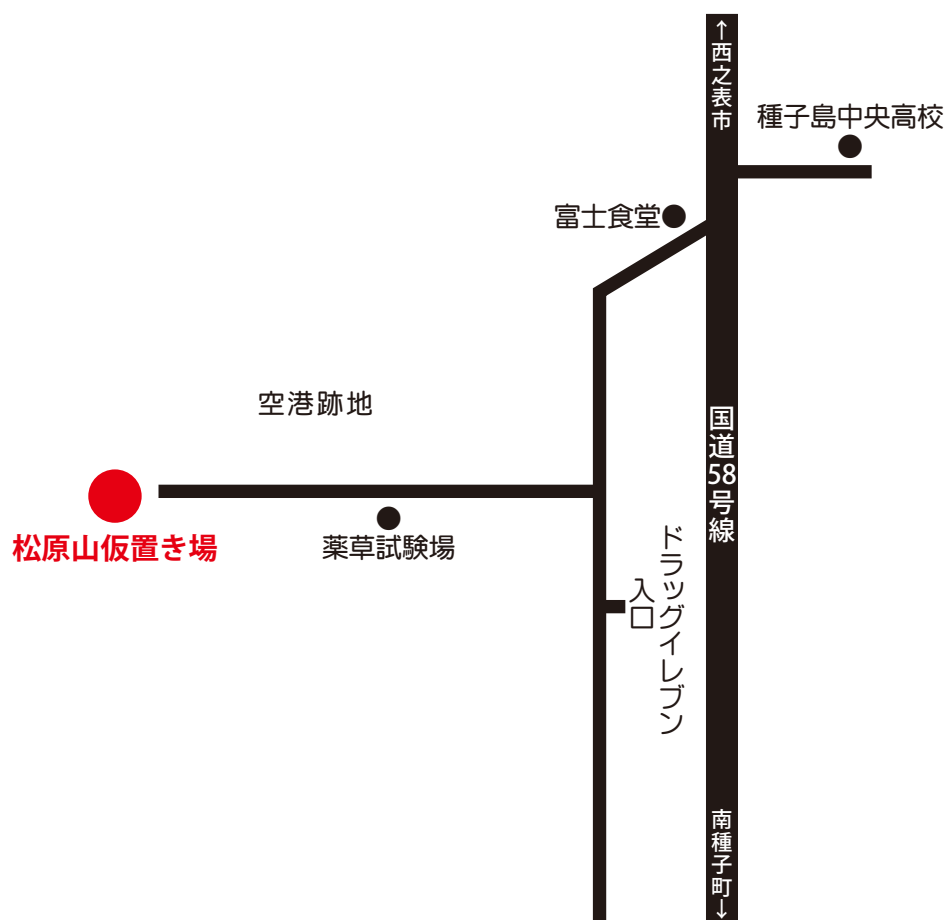
●受入日 日・水・土曜日

8:30~11:30 13:00~17:00

●休 日 月・火・木・金曜日

●手数料 無 料

「管理人の指示に従ってください」



生ごみの減量に御協力ください

生ごみを減らすために、町と衛生自治会では、コンポスト容器と分類ゴミ容器水切りペールの購入者に補助金を交付しています。
詳しくは、福祉環境課環境衛生係にお問い合わせください。

■コンポスト容器と分類ゴミ容器水切りペールを使うメリット

- ①生ごみをその日に処理してしまうため、台所が衛生的になる。
- ②ごみの量が減ることで、ごみを出す回数が減る。
- ③ごみの量が減ることで、家庭で使用する有料ゴミ袋が減る。
- ④処理物は有機肥料として家庭菜園などに利用できる。



発行元

中種子町福祉環境課
中種子町衛生自治会

〒891-3692 中種子町野間 5186

電 話 0997-27-1111

F A X 0997-27-2620